

テールゲートリフター作業者必携 追補

労働安全衛生規則の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、本書の以下該当部分が改正されましたので、差し替えます。

p.68

（接触の防止）

第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。（根拠 法第 20 条）

2 変更なし

p.68

（立入禁止）

第 151 条の 9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。（根拠 法第 20 条）

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

（根拠 法第 26 条）

p.69

（搭乗の制限）

第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。（根拠 法第 20 条）

p.70

(昇降設備)

第 151 条の 67 変更なし

- 2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。(根拠 法第 26 条)

p.71 新設

(積卸し)

第 151 条の 70 変更なし

- 2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。(根拠 法第 21 条)

p.71

(荷台への乗車制限)

第 151 条の 72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。(根拠 法第 20 条)

- 2 作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。(根拠 法第 26 条)

p.72 新設

(荷台への乗車制限)

第 151 条の 73 変更なし

- 2 変更なし
- 3 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、作業に従事する者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。
- 4 事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。(根拠 法第 20 条)
- 5 作業に従事する者は、第 3 項の場合には、あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。
- 6 作業に従事する者は、第 3 項の場合には、身体の高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。(根拠 法第 26 条)